

秋田市にぎわい交流館カフェ・ラウンジ運営者募集要項

1. 概要

- | | |
|---------|---|
| 1 募集内容 | 秋田市にぎわい交流館 カフェ・ラウンジ運営管理 |
| 2 募集事業者 | 秋田市にぎわい交流館指定管理者あきたまちづくり共同企業体(以下「指定管理者」という) |
| 3 店舗所在地 | 秋田市中通一丁目4番1号 秋田市にぎわい交流館1階 |
| 4 募集業種 | 軽食・喫茶 |
| 5 オープン | 出店者と協議 |
| 6 現地説明会 | 令和6年11月15日(金) 13:30 ~ (受付 13:00~)
・出店希望者は必ず参加してください。(代理人可)
・個別質問は現地説明会で対応いたします。
・説明会の前に現地見学を希望の方はあらかじめ電話予約をしてから来館ください。
(見学可能時間 10:00~16:00) |

2. 利用に関する事項

- | | |
|----------|---|
| 1 契約形態 | 利用許可
出店に関する基本事項合意後に、指定管理者が利用許可証を発行します。 |
| 2 営業期間 | 営業開始日から令和9年3月31日まで |
| 3 店舗営業面積 | 16.7㎡(厨房)
90.8㎡(営業フロア) |
| 4 申請の資格 | ①秋田市内に住所を有する者(法人の場合、本店または支店)。
②エリアなかいちを活用してのにぎわい創出に資する事業等の実施を行うこと。
③飲食店舗の基本的な考え方を理解し、出店に意欲のある者であること。
④良質な喫茶軽食等のサービスを提供できる能力と実績を有する者であること。
⑤飲食店舗の企画・運営のノウハウをもつ者であること。
⑥過去3年間に食品衛生法に係る行政処分を受けていない者であること。
⑦食品衛生法による食品衛生責任者の資格を有する者であること。
⑧その他営業に必要な資格を有する者であること。
⑨秋田市にぎわい交流館条例第3条の規定によります。 |

3. 店舗関連費用

- | | |
|-----------|---|
| 1 厨房設備費 | 厨房にある設備については、現地説明会にて説明いたします。
現地説明会のときに、質問事項に対し一括してお答えいたします。 |
| 2 内装費 | 店舗部分は予め施工済ですので出店者の負担はありません。
運営上必要な内装については、市や指定管理者と協議の上、出店者の負担において
行い、退店時には原状回復していただきます。 |
| 3 椅子、テーブル | 出店者で独自に用意していただきます。 |

4. 出店後に要する主な費用

- | | |
|--------|---|
| 1 利用料金 | 利用料金は基本料金と加算料金からなります。
利用許可開始日より負担していただきます。 |
|--------|---|

※ 令和6年2月7日令5観振第3733号 利用料金承認通知書より

基本料金	¥52,479 (税込)
加算料金(歩合)	当該売上高の1%

- | | |
|--------|---|
| 2 個別経費 | 個別に使用する電気、上下水道、ガス、電話等の使用料、その他店舗の専用施設で要した費用を負担していただきます。
また、ごみ処理費用、店舗内清掃費用、排気ダクト内清掃費用、廃油処理費用などは出店者負担となります。 |
|--------|---|

5. 営業に関する事項

- | | |
|--------------------|--|
| 1 営業時間・定休日 | 営業時間および臨時休業日は指定管理者が決定しますので、出店者はそれに従っていただきます。
定休日は設けず、年中無休を原則とします。 |
| 2 営業種目
主要取り扱い品目 | 営業種目は軽食・喫茶とし、主要取り扱い品目は利用許可時に決定します。
種目および品目の追加、変更は指定管理者の承認を必要とします。 |

6. その他

- | | |
|----------------|---|
| 1 許認可等の取得 | 営業に関し許認可等を必要とする業種については、出店者の責任において取得していただきます。
また、開業日までにその写しを指定管理者に提出していただきます。 |
| 2 関係法規等の遵守 | 出店者には関係諸法規および行政官庁の指導を遵守していただきます。 |
| 3 権利譲渡等の禁止 | 出店者は権利の全部または一部について、第三者に譲渡、転貸または担保の用に供する等の処分をすることができません。 |
| 4 営業不振・秩序による退店 | 開店後業績が著しく不振な場合、または施設としての秩序を乱す行為や他の利用者の苦情に対して改善がない場合には、退店していただくことがあります。 |
| 5 管理規則の遵守 | 別途定める管理規則等を遵守していただきます。 |
| 6 環境への配慮 | 飲食店舗内の設備・機器類の省エネルギーへの配慮及び廃棄物の適正な回収・廃棄に努めてください。 |

7. お申込方法

ご出店者の選考は指定管理者が定める方法にて行います。
選考方法並びに選考経過についてのお問い合わせは一切お断りします。

- | | |
|----------|--|
| 1 申し込み受付 | (1)受付期間・受付時間
令和6年11月15日(金)から令和6年11月22日(金)まで
受付時間は各日10:00～16:00 厳守

(2)受付方法
出店申込書に必要事項をご記入の上、必要書類を添えて下記宛先までご郵送またはご持参ください。(郵送の場合は、11月22日 必着)
再掲 現地説明会に参加していない場合の申込みは受付いたしません。

(3)送付先
住所 〒010-0001
秋田市中通一丁目4-1 秋田市にぎわい交流館
指定管理者 あきたまちづくり共同企業体
電話 018-853-1133
FAX 018-884-4788 |
| 2 必要書類 | 所定の「出店申込書」の他に次の書類をご用意ください。 |

【法人の場合】

- | | | |
|--|---|------------------|
| ①直近2ヶ年分の決算報告書 | } | 会社概要(パンフレット)で代用可 |
| ②会社経歴書 | | |
| ③代表者略歴書 | | |
| ④役員名簿 | | |
| ⑤エリアなかいちを活用した、にぎわい創出に資する事業の実施計画(様式は任意) | | |

【個人の場合】

- ①本人の経歴書
- ②直近2ヶ年分の納税証明書(申告所得税、事業税、住民税、固定資産税)
- ③事業所得のある方は直近2ヶ年分の申告書の写し、及び決算書の写し
- ④住民票
- ⑤エリアなかいちを活用した、にぎわい創出に資する事業の実施計画(様式は任意)

- ※ ご提出いただいた書類をもって、出店を確約するものではありません。
- ※ ご提出いただいた書類および記載事項については、「カフェ・ラウンジ運営者募集」にその利用目的を限定します。
- ※ ご提出いただいた書類は返却いたしません。
- ※ ご提出いただいた書類に加え、指定管理者が必要とする書類のご提出をお願いすることがあります。